

給付金の申請受付が始まります

平成28年度 臨時福祉給付金

1人につき3千円

○平成28年度分の住民税が非課税の方
(ただし、住民税の課税者に扶養されている方や生活保護を受給されている方を除きます)

障害・遺族年金 受給者向け給付金

1人につき3万円

○平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」等を受給している方
(ただし、高齢者向け給付金(3万円)を受給された方を除きます)

申請方法

受付期間：平成28年9月5日から平成28年12月5日まで

1 申請書の受取

町から、平成28年1月1日（給付金の基準日）時点で岩内町に住民登録のある方を対象に、9月1日から給付金の申請書を送付します。
【注】事前に支給対象者を特定できないため、対象とならない方にも送付されます。あらかじめご了承ください。

2 申請書に記入

支給要件に該当すると思われる方は、同封したご案内、記載例を参考に必要事項を記入、押印してください。
(必要に応じて添付書類をご用意ください)

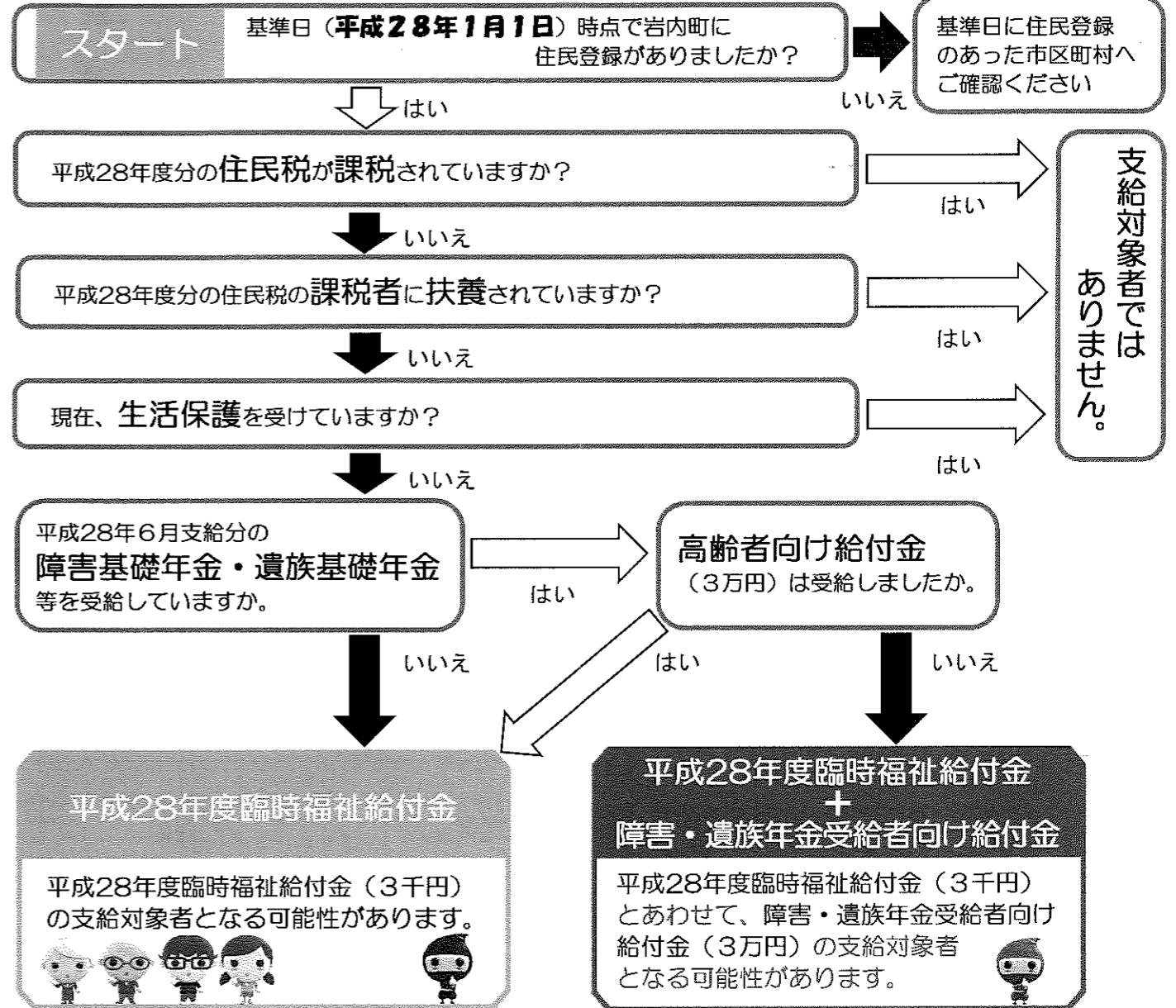
3 申請書を提出

・郵送で提出…同封の返信用封筒をご利用ください。(切手不要)
・役場に持参…保健福祉課7番窓口へ持参してください。
※窓口の混雑が予想されるため、郵送での提出にご協力願います。

4 結果

支給要件を満たした方は、支給決定通知書が送付され、指定口座へ振り込みとなります。(時期は10月以降を予定しています)
※審査の結果、対象とならない方には、不支給決定通知書が送付されます。

支給対象者判定チェック



※障害・遺族年金受給者向け給付金の対象となる年金を受給していることが町で確認できた方については、あらかじめ申請書にその旨を印字しています。
そのほか、共済組合等が支給する年金のみを受給している場合等、町で確認できない年金もありますので、受給されている年金について不明な点がありましたら、お問い合わせください。

お問い合わせ・申請先

岩内町役場 保健福祉課（社会福祉担当） 1階7番窓口
電話 0135-67-7083（担当直通）

※なお、電話でのお問い合わせの場合、個人を特定しての支給の可否等についてはお答えできません。

「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を装う
＜振り込み詐欺＞や＜個人情報情報の詐取＞にご注意ください

— 広報いわない —